福山市役所本庁舎光ＩＰ電話網構築・提供業務仕様書

１ 概要

福山市役所本庁舎（以下「庁舎」という。）において、ダイヤルインに係る電話網については、現在西日本電信電話株式会社の提供するＩＮＳネット（ＩＮＳ６４及びＩＮＳ１５００）を利用しているが、２０２８年（令和１０年）１２月末をもって、サービス提供が終了となる。ついては、後継として光回線を使用したＩＰ電話網を構築し、業務に支障のない通話品質を確保するものとする。

２　履行期間

(1) 構築に係るもの

契約日から２０２５年（令和７年）９月末まで

(2) 提供に係るもの

２０２５年（令和７年）１０月１日から２０３０年（令和１２年）９月末まで

（地方自治法第２３４ 条の３の規定に基づく長期継続契約）

※契約後のやむを得ない理由等により、２０２５年（令和７年）１０月１日までの開通が困難な場合は、発注者と受注者で協議するものとする。また、前述の履行期間にかかわらず、２０２６年（令和８年）４月１日以降の本契約に係る本市の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

３　履行場所

福山市役所本庁舎（福山市東桜町３番５号）

４　要件

 (1) 基本事項

ア　サービス種類

　　光回線を使用したＩＰ電話サービス（以下「本サービス」という。）

イ　対象電話回線及び回線種別

　　対象は別紙「対象電話回線一覧」のとおり。また、回線種別は光ファイバーケーブルで提供される回線とする。

ウ　サービス内容及び付加サービス等

（ｱ） 通話品質

　　　現在、本庁舎で使用する電話通信サービスと同等以上の品質を確保できること。また本庁舎以外の拠点との通話に関しても同様とする。

（ｲ） 通話対象

　　　市内電話、県内市外電話、県外電話、国際電話、ＩＰ電話サービス、携帯電話、ＰＨＳへの通話が可能であること。

（ｳ） 番号ポータビリティ

　　　番号ポータビリティを利用し、現在利用中の番号と同一番号を付すこと及び短縮番号などもそのまま利用が可能であること。また、タウンページへの掲載が当該サービス終了までできること。

（ｴ） 外線ｃｈ数等

　　　現在、ダイヤルイン番号群（代表電話を除く）に係る外線電話の同時接続数は５６ｃｈであるため、本サービス構築後も同様の同時接続数を保つこと。また、外線用追加番号として、現在の追加番号数（２５２番号）以上が使用可能であり、必要に応じてその数を増やせること。

（ｵ） 緊急特殊番号の利用

　　　ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本が提供している緊急特番及び３桁番号のうち、以下の番号が利用可能であること（１０４番、１１０ 番、１１８ 番、１１９ 番、１１１ 番、１１３ 番、１１５ 番、１１７ 番、１１８番、１１９番、１７１ 番、１７７ 番、１８４ 番、１８６ 番、１８８番、１８９番等）。

（ｶ） 着信者課金サービスへの発信

　　　　　 ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本、ＮＴＴコミュニケーションズ、ソフトバンク、ＫＤＤＩ、フュージョン・コミュニケーションズ、ＵＣＯＭ等が提供する着信者課金サービスが利用可能であること。

（ｷ） 発信電話番号通知

　　　　　 既設の電話交換機（ＳＶ９５００）（以下、「ＰＢＸ」という。）を通じて、通知又は非通知の選択ができること。

（ｸ） 着信電話番号通知

　　　　　 相手方が電話番号を通知した場合、その電話番号の表示ができること。

（ｹ） 付加サービス

　　　　　 ダイヤルイン、発信者番号表示等の付加サービスが提供できること。

（ｺ） 停電時のバックアップ

　　　　　 停電時でも通話を継続できるように、必要に応じて、本庁舎電話交換機室内の無停電電源装置に関連機器を接続できること。

（ｻ） 機器の設置等

　　　　　 機器を設置する場合は、費用は受注者の負担とし、当該機器の保守を適切に行うこと。契約期間中に不具合等が発生した場合は、代替措置を含め担当職員と協議し速やかに復旧すること。

（ｼ） 原状回復

　　　　　 契約期間の満了又は契約解除等により、受注者が設置した回線や機器等が不要になり、撤去が必要となった場合は、受注者の負担により撤去すること。

（ｽ）ＰＢＸの設定

　　　　　ＰＢＸの外線発信番号は可能な限り少数のグループで管理できるものとする。なお、作業に当たっては既設ベンダーと協議すること。

エ　その他

（ｱ） 受注者は、発注者の指示の下、サービス開始時期までに通信に必要な準備及び処置を行うこととし、当該準備及び処置が終了したときは、発注者の確認を受けること。

（ｲ） 導入に当たってＰＢＸ及び内線電話網に変更が生じる場合は管理者と十分協議を行うとともに、変更によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。

（ｳ）使用料金及び料金内訳を算出し、毎月受注者に情報提供を行うこと。

（ｴ）１本の光回線で「(1) 基本事項 ウ（ｴ） 外線ｃｈ数等」等の要件を必ずしも満たす必要はないが、費用を鑑み、可能な限り光回線の数を減らすなど、管理・運用が容易なものとすること。

（ｵ） 受注者は、本業務の使用を満たすため、ＰＢＸベンダーと協議し、準備作業等を行うこと。

５　業務内容

　本業務における作業の内容は次のとおり。なお、本市及びＰＢＸベンダーと協議の上、確実な対応を行うこと。

(1) ＰＢＸとの接続に係るもの

ア　アクセス回線敷設状況現地調査

庁舎内４階電話交換室にて、アクセス回線の現状調査を行う。

イ　アクセス回線敷設工事

光回線の敷設工事を行う。

ウ　光ＩＰ電話回線接続アダプタ等取付工事

ＩＰ電話と光回線を接続するためのアダプタ等の取付を行う。

エ　光ＩＰ電話回線切替工事

現行の回線から光回線による代表電話への切替を行う。

オ　運用立会い

(2) 回線の敷設等に係るもの

ア　回線調査

ＰＢＸのパッケージへの収容及び本業務における電話回線の配線等の状況について調査する。

イ　電話線配線作業

光ＩＰ電話機器からＭＤＦ（主配電盤）までの電話線の敷設及び切替準備を行う。

ウ　ＰＢＸとの配線接続

ＰＢＸとの配線接続作業を行う。

エ　光ＩＰ電話切替

ジャンパー線接続切替及び電話回線の試験を行う。

オ　運用立会い

６　通信料金等

(1) 費用区分

ア　初期費用

　　　本サービスの提供に係る当初の契約料、ＰＢＸへの接続工事費等とする。

イ　月額費用

（ｱ）基本使用料（固定費）

通話料金を除いた、電話基本料、電話付加サービス利用料、アクセス回線利用料等に係る料金とする。

（ｲ）通話料金（単価契約）

　　　　市内通話、県内市外通話、県外通話及び携帯電話等との通話に係る料金とする。

(2) 支払方法

　　初期費用は、本サービス構築後に検査が終了した際に一括払とし、基本料金及び通話料金は月額払とし、翌月に支払うものとする。

７　セキュリティ

(1) 秘密の保持

受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密及び本市から秘密と指定された事項について、目的外の使用、複写及び複製、並びに第三者へ漏らしてはならない。秘密の保持については、履行期間が満了した後も同様とする。

(2) 貸与データ等の取扱い

本事業の実施に当たり、発注者から貸与された資料、データ（以下、「貸与データ」という。）について管理簿を作成するなど、善良な管理者としての注意義務を持って適正に保管、管理すること。

貸与データについては、は発注者から返還の指示があった場合、必要がなくなった場合または契約が終了した場合は、速やかに発注者に返還すること。

８　保守体制

(1) 契約期間中に故障・不具合等が発生した場合には、代替措置等を含め発注者と協議し速やかに復旧すること。当該故障・不具合等が受注者に起因するものであった場合は、当該故障・不具合等によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。

(2) 通信設備については、外部進入に対するセキュリティや火災、地震等の災害等の対策が十分に講じられていること。

(3) 回線障害等発生時の連絡窓口については、一元化するとともに、２４時間３６５日対応できる保守体制をとること。

(4) ネットワーク設備の監視を２４時間３６５日実施すること。

(5) 通信回線の保守作業等の実施により、通信サービスに影響がある場合は、事前に市に連絡を行うこと。

(6) 本市が「福山市役所本庁舎ＦＭＣサービス環境構築業務」で調達したスマートフォンの利用等、その他の業務に不具合が生じないよう、調整を十分に図ること。

(7) 通信サービスの提供にあたっては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び関係法令を遵守すること。

９　その他

(1) 業務の全部を再委託することは不可とする。

(2)この仕様書に記載なき事項または疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議を行い定めるものとする。